

裴世清の派遣と『隋書・倭国伝』の偽造

苗壮

摘要：裴世清が倭国に使者として派遣されたことは、中日文化交流史における重大な事件であるが、『隋書・倭国伝』の中には、相当奇怪かつ長期にわたり合理的に解釈できないでいる問題が存在している。日本史上では、当時の倭王は推古天皇である。推古天皇は女帝であり、裴世清は倭王と面会しているが、倭王が女性であるなら、非常に重要な外交情報であるにも関わらず、『倭国伝』には、一切言及がない。本論では、裴世清出使の具体的な儀礼の考察から始め、推古朝の礼制改革によって倭王の絶対的権威が強化され、裴世清の出使において、倭王との会見の機会はまったくなかったことを提示する。とするならば、『倭国伝』の裴世清と倭王の面会の場面は、裴世清が捏造した可能性がある。

キーワード：裴世清 『隋書・倭国伝』 推古朝 儀礼制度

一

貞観十年（636年）、唐朝において、『隋書』の「帝紀」および「列伝」あわせて50巻が編纂された後、顕慶元年（656年）、さらに「志」の30巻を加えて、最終的に『隋書』の編纂がすべて完成した。その中の『隋書・倭国伝』の倭国の記述は、それ以前の多くの史籍では明らかでなかった知識が補われており、当時の中国の知識階級における倭国に対する認識を拡大させた。これらの新たな知識の出所は、大業四年（608年）、文林郎の裴世清¹が倭国に出使した際に書き記した旅行記であった可能性が非常に高い。これは、『隋書・倭国伝』が裴世清出使の旅行記に基づいて、改めて書写されたということでもある。²

1 唐太宗の諱を避けて、『隋書』は「裴清」としている。裴世清の具体的な研究については、池田温「裴世清と高表仁——隋唐と倭交渉の一面」『東アジアの文化交流史』吉川弘文館、2003年、45～67ページ、参照。

2 井上亘『虚偽的“日本”——日本古代史論叢』社会科学文献出版社、2011年、243ページ。

興味深いことに、『隋書・倭国伝』には相当奇怪で、長期にわたり合理的に解釈できないでいる問題が存在している。『倭国伝』には、裴世清が倭国に到着した後、盛大な歓迎を受け、倭王と会見した情景が詳細に記述されている。

明年、上、文林郎裴世清をして倭国に使いせしむ。(中略)。倭王、小徳阿輩台を遣わし、数百人を従わせ、儀仗を設け、鼓角を鳴らして来迎す。後十日して、また大礼哥多毗を遣わし、二百余騎を従わせ、郊勞す。既に彼の都に至り、その王、清と相見え、大いに悦びて曰く「我、海西に大隋、礼儀の国有りと聞き、故に遣わし、朝貢す。我、夷人にして海隅に僻在し、礼儀を聞かず。是を以って、境内に稽留し、即ち相見えず。今、故に道を清め館を飾り、以って大使を待ち、冀わくば大国惟新の化を聞かん」。清、答えて曰く「皇帝の徳は二儀を併せ、四海を沢流し、王を以って慕化し、故に人を遣行し、ここに来たらせ宣諭す」。既にして清を引きて、館に就く。その後、清、人を遣わしてその王に謂いて曰く「朝命既に達し、請うらくは即ち途を戒めん」。ここにおいて、宴を設け、享けるに以って清を遣わし、復た使者をして清に随わせ、方物を来貢す。この後、遂に絶ゆ。³

日本史上では、当時の倭王は推古天皇である。推古天皇は女帝であり、倭王が女性であるとすれば、非常に重要な外交情報であり、一目で気がつくことであるにもかかわらず、『倭国伝』には一言の言及もない。同時に、『倭国伝』は、王の妻、後宮、皇太子の情報を記録している。

開皇二十年、倭王の姓は阿每、字は多利思北孤、号は阿輩鷄弥。使を遣わして闕に詣る。(中略)。王の妻の号は鷄弥、後宮には、女六七百人有り。太子を名づけて、利歌弥多弗利と為す。⁴

これは、倭王が男性であることに基づいて記述している。したがって、倭王が女性であることの記載漏れは、もともとこの重要な情報を知らずに編纂されたことによるのは明らかである。『隋書・倭国伝』の描写によれば、裴世清はかつて倭王と顔を合わせ会見したが、倭王が女性であることに気

3 『隋書・倭国伝』卷八十一、中華書局、1973年、1827ページ。

4 『隋書・倭国伝』卷八十一、1826ページ。

が付かなかったということになり、これは後の研究者に疑問を感じさせずにはいられない。

一般的には、倭王が女性なので、倭国がこの情報の秘匿を企図して、代わりに摂政の厩戸皇子（聖徳太子）を交渉相手としたと考えられている。これは、裴世清が面会したのは、決して倭王本人ではなく、厩戸皇子を倭王と誤認したため、本当の倭王が女性であることを知らなかったということになる。しかし、この見方には同意できない。裴世清についていえば、彼は国家の使命を背負った外交官であって、先方の交渉相手が倭王本人であるかどうかさえもはっきりしなかったというのは、あまり考えにくいことである。問題の真相を探るために、この時代の関係史料を詳細に再分析する必要がある。

『隋書・倭国伝』のほか、裴世清が倭国に出使したことについて非常に価値のある史料があるが、それは養老四年（720年）に舍人親王らの撰による『日本書紀』卷二十二『推古紀』の記述にある。その中の推古十六年（608年）には、裴世清が倭国に到着した後、倭国が使節団を迎える経過を記載しており、裴世清が倭王に謁見する際の儀式について詳細に言及している。推古十六年の記述と『隋書・倭国伝』の比較および発見された問題の解析を通じて、あるいはこの混沌とした謎が解決できるかもしれない。

二

開皇九年（589年）正月、隋は陳（557～589）を滅ぼし、西晋（265～317）による短い中国統一以後、初めて中国の再統一を達成した。東アジア世界についていえば、隋王朝は、朝貢体制を通じて、中原王朝を中心とする東アジアの政治秩序を再整理する一方、外交および軍事行動を通じて、中央アジアの内陸から東アジア地域の突厥・吐古渾・高句麗などの民族による中原王朝に対する脅威を取り除いた。大業三年（607年）から隋の煬帝は長城に沿って巡幸し、啓民可汗は忠誠を誓い、五年（609年）には出兵して、吐古渾による西北辺境に対する脅威を駆逐し、西域と通じた。その後、八年（612年）、九年（613年）、十年（614年）の隋の三次にわた

る高句麗遠征は失敗をもって終わりを告げた。裴世清の出使は、このような時代のことであった⁵。

大業三年（607年）、倭国の遣隋使が煬帝に奉呈した「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無しや」との国書は、煬帝の不满を引き起こし、彼は鴻臚卿に「蛮夷の書、礼無きものは、復た以って聞するなかれ」と告げた⁶。しかし、二年目に煬帝は、変わらず裴世清を派遣して、遣隋使小野妹子とともに倭国へ送り、旨意を伝えている。この外交活動は、あるいは隋・高句麗関係の急激な悪化に対面したことから出てきたものかもしれない。日本の政治的態度を理解し、具体的な考えを出す必要があったのだと考えられる。

『日本書紀・推古紀』は、推古十六年夏四月、倭国が裴世清の倭国出使の情報をつかみ、同年九月までに、彼が使命を全うし、倭国を離れるまでの全過程を詳細に記載している。

(a) 十六年夏四月、小野臣妹子、大唐より至る。唐国、妹子臣を号して蘇因高と曰う。即ち大唐の使人裴世清・下客十二人、妹子臣に従いて、筑紫に至る。難波の吉士雄成を遣わして、大唐の客裴世清等を召す。大唐の客が為に、更に新館を難波の高麗館の上に造る。

(b) 六月壬寅朔丙辰、客等、難波津に泊る。この日、飾船三十艘を以て、客等を江口に迎え、新館に安置す。ここに、中臣宮地連鳥摩呂・大河内直糠手・船史王平を以て掌客と為す。

(中略)。

(c) 秋八月辛丑朔癸卯、唐の客、京に入る。この日、飾騎七十五匹を遣わして、唐の客を海石榴市の術に迎う。額田部連比羅夫、以て礼辞を告す。

(d) 壬子、唐の客を朝廷に召して、使旨を奏せしむ。時に阿倍鳥臣・物部依網連抱、二人を、客の導者と為す。(e) ここに、大唐の国の信物を庭中に置く。(f) 時に使主裴世清、親ら書を持ちて、両度再拜し、使旨を言上

5 西嶋定生『古代東アジア世界の形成』東京大学出版会、1983年、429-434ページ。

6 『隋書・倭国伝』巻八十一、1827ページ。

して之を立つ。その書に曰く、「皇帝、倭皇を問う。使人長吏大礼蘇因高等、至りて懷を具さにす。朕、宝命を欽承し、区宇に臨み仰ぐ。徳化を弘めて、覃く含靈を被る。愛育の情、遐邇を隔つこと無し。皇、海表に介居し、民庶を撫寧し、境内安楽にして、風俗融和し、深氣至誠し、遠く朝貢を修むることを知る。丹款の美、朕嘉すること有り。稍く暄なり。比は常のごとし。故、鴻臚寺の掌客裴世清等を遣わして、稍く往く意を宣ふ。并せて物を送ること、別の如し」と。(g)時に阿倍臣、出でて進み、その書を受けて進み行く。(h)大伴嚙連、迎へ出でて書を承けて、(i)大門の前の机上に置き、て奏す。(j)事畢りて退く。この時、皇子・諸王・諸臣、悉に金の髻花を以つて頭に着せり。また衣服に皆錦・紫・繡・織、及び五色の綾羅を用う。〈割注：一に云わく、服の色は、皆冠の色を用う〉(k)丙辰、唐の客等、朝に饗す。

(l)九月辛未朔乙亥、客等、難波の大郡に饗す。(m)辛巳、唐の客裴世清、罷りて帰る。則ち、復た小野妹子臣を以つて大使と為し、吉士雄成を小使と為し、福利を通事と為す。唐の客に副してこれを遣わす。⁷

八世紀初めに完成した『日本書紀』の時間軸からみれば、これらの記述は近世の記録に属することになる。しかし、『推古紀』ではこの描写に対して、時間・事件・儀式の次第およびその執行人を含んでいるほか、具体的な動作や服飾の状況など多くの情報が含まれており、非常に詳細である。これは『日本書紀』が『推古紀』を編纂した際に、一世紀も前になる倭国における裴世清出使の状況に対する文献記録を直接使用したのであろうことが想定できる。そうでなければ、伝聞あるいは作り話によるだけで、このような描写は不可能であっただろう。しかしながら、文献の記述がこのように詳細であるにも関わらず、裴世清と倭王との会見に関する情景の記載が一文字もないというのは、疑問を感じずにはいられない。

出使の全過程から見てみると、時間と出来事に基づいて、いくつかの部分に分けられ、それらは合わせて裴世清の倭国出使のすべての儀礼次第を構成している。

(a). 使者の派遣と迎賓、新館造営（四月）、(b). 難波迎船、新館への案内、

7 『日本書紀・推古紀』卷二十二、岩波書店、1965年、189～193ページ。

迎賓担当の任命（六月丙辰）、(c). 郊勞（八月癸卯）、(d)～(j). 唐客の謁見（壬子）、(k). 朝廷における饗応（丙辰）、(l). 難波の大郡における饗応（九月乙亥）、(m). 唐客の帰国（辛巳）。

『隋書・倭国伝』は裴世清の官職を「文林郎」とし、『推古紀』上段が引用する隋の国書の中では、「鴻臚寺掌客」と称している。若い官員である裴世清は関中貴族の家庭——中眷裴氏の出身であり、『隋書・倭国伝』はその官職を文林郎であるとする。文林郎は、秘書省の文学で採用された従九品の散官であり、あるいは倭国出使の外交実務のために、正九品の鴻臚寺掌客を授与されたのかもしれない。文林郎が鴻臚寺掌客であるかを問わず、職位級別は決して高くはない。使節団員は裴世清を除いて、なお十二名の下客を随員としていた。「下客」も地位は大変低かった。七世紀初めの隋外交の全体的な状況から見ると、煬帝が、大業初年に、たとえば西域諸国（侍御史韋節、司隸從事杜行滿）、ペルシャ（雲騎尉李昱）、琉球（羽騎尉朱寬）、赤土（屯田主事常駿）などの周辺地域に派遣した使節の級別は大変低く、官階は従七品を超えない。ただし、裴世清の倭国出使と同じ年、隋は、突厥に使節——朝司謁者崔毅を派遣したが、崔毅の官階は比較的高く、従五品であった。一般的に、これらの差異は、隋が周辺の小国をあまり重視していなかったことが原因だろうと考えられている⁸。

これと異なり、倭国は裴世清を「大国の客」⁹とみなしたほか、難波において入念な準備を行い「更に新館を難波の高麗館の上に造」(a)った。六月壬寅朔丙辰に、裴世清は難波津に到着した後、使節団はここに留められた。倭国が裴世清の到着を非常に重視していたことが窺える。

8 池田温「裴世清と高表仁——隋唐と倭交渉の一面」『東アジアの文化交流史』、61 ページ。

9 「時に天皇、これを敕して曰く『妹子、書を失う罪有りと雖も、輒ち罪すべからず。その大国の客等、これを聞くこと、亦良しとせず』と。乃ちこれを敕して坐せざるなり。』『日本書紀・推古紀』卷二十二、191 ページ。

三

『隋書・倭国伝』と『推古紀』の重複する記録は (b) から始まる。つまり「倭王、小徳阿鞞台を遣わし、数百人を従わせ、儀仗を設け、鼓角を鳴らして来迎す」である。『倭国伝』が言及する小徳阿鞞台とは、すなわち『推古紀』の「大河内直糠手」¹⁰である。

推古十一年（603年）十二月、倭国は位階制度を整え、二年目の春正月に「初めて冠位を諸臣に賜い、各差有り」、その冠位は順に「大徳、小徳、大仁、小仁、大礼、小礼、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并せて十二階」¹¹であった。このほか、推古朝における儀礼制度改革の一部として、同年十一月の「皇太子、天皇に請い、以って大盾及び鞞を作り、また旗幟に絵がく」¹²がある。これによって、裴世清は船の中で、儀仗が設置され、三十艘の飾船が鼓角を打ち鳴らして歓迎した活気のある光景を見ることができた。隋の使節が、推古朝の改革の後にやって来た新たな国家の息遣いを非常に驚いて受け止め、倭国の冠位の状況と迎船の様子をすべて記録していったことが想像できよう。

ここで説明しなければならないのは、この後、舒明四年（貞観五年、632年）、高表仁の使節団が難波津に到着した際、「大伴連馬養を遣わし、江口に迎える。船三十二艘及び鼓吹旗幟、皆具に整飾す」などの儀式の記録があり、ほとんど完全に一致することである。このほか『延喜式』巻二十一「玄蕃式」には、以下のような記載がある。

凡そ新羅の客の入朝する者、神酒を給う¹³。（中略）。蕃客来朝し、摂津国迎船を遣わす。〈割注：王子来朝し、一国司を遣わし、余りは郡司を遣

10 『日本書紀・推古紀』巻二十二、190 ページ注釈八。

11 『日本書紀・推古紀』巻二十二、181 ページ。

12 『日本書紀・推古紀』巻二十二、181 ページ。

13 高表仁が難波津に到着した後の迎船儀式の記録には、神酒を与える場面がある。「ここに、難波吉士小槻・大河内直矢伏をして導者と為し、館前に到る。乃ち伊岐史乙等・難波吉士八牛を遣わし、客等を引きて館に入る。即日、神酒を給う。』『日本書紀・舒明紀』巻二十三、231 ページ。

わす。但し、大唐の使者は迎船すること数有り。客船將に難波津に到らんとするの日、国使、朝服を著し、一装船に乗り、海上に候う。客船来たりて至り、迎船趨進す。客船迎船相近づくころおい、客主停船す。国使、船上に立つ。客等、朝服し出でて船上に立ち、時に国使、通事を喚び、通事唯を称う。国使宣云す。(中略)。客等再拜兩段し、謝言し、訖りて客を引きて泊に還る。¹⁴

迎船の儀式も、これと似ている。倭国についていえば、あるいはこの迎船の外交儀式は、七世紀初めにすでに制度化が開始されており、『延喜式』編纂の時代に至るまでに、律令の具体的な実施細則が成立したのだろうと推測できる¹⁵。

さらに、それに続いて、裴世清が入京し、倭王が額田部連比羅夫、即ち『倭国伝』が伝えるところの大礼哥多毗を派遣し、郊勞の儀式を挙行した。

ここでやや注意しなければならないのは、郊勞の儀式を挙行する時間について、『推古紀』と『倭国伝』には相違が生じていることである。『倭国伝』はこの儀式が行われたのは、迎船儀式の「後十日」と記載するのに対し、『推古紀』は非常に正確な時間を記載している。郊勞の儀式は秋八月癸卯に行われ、このとき迎船と裴世清の使節団が新館に置かれた六月丙辰の間には、すでに四十七日経っており、両者が叙述する時間は符合しない。しかし、高表仁の使節団の状況を考慮すると、ある推測が成り立つ。『舒明紀』の記述によれば、高表仁の使節団は迎船儀式(舒明四年十月甲寅)の後、記載がなくなってしまう。続く記録は、翌年(舒明五年、633年)に出現する。

五年、春正月己卯朔甲辰、大唐の客高表仁等、帰国す。¹⁶

この年、正月の甲辰は、まさしく迎船儀式及び使節館の設置から五十日目である。『旧唐書』は、高表仁が「王子と礼を争い、朝命を宣べずして

14 『延喜式』巻二十一、吉川弘文館、1975年、546-547ページ。

15 この儀式の具体的な研究は、森公章『古代日本の対外認識と通交』第三部第一章「古代難波における外交とその変遷」、吉川弘文館、1998年、参照。

16 『日本書紀・舒明紀』巻二十三、231ページ。

還る」¹⁷としており、この二ヶ月間に、双方は絶えず謁見儀礼、国書奉呈などの問題を繰り返し協議していたことがわかる。裴世清より以前のかなりの長い期間、中国の使節が倭国に来ることはなく、双方には具体的な交渉経験がなかった。ここから推測できるのは、この時、あるいは倭王謁見に関する事柄について交渉し、合意していたのではないかということである。それならば、交渉の過程で、双方は必然的に相違と最終的な妥協があったはずである。『隋書・倭国伝』は「後十日」と記すだけで、これらの叙述を簡略化した。このような叙述からは、出使の経過が非常に順調だったように思われよう。

四

郊勞の儀式後の九日目（壬子）、裴世清は倭王に謁見したが、これは出使における最高潮でもあった。『倭国伝』が言う「既に彼の都に至り、その王と清と相見ゆ」は、この時に起こったことである。

論述を展開する前に、倭国の礼制改革に対して簡単な思考を行う必要がある。周知のとおり、儀礼とは身体による意思の表現方法であり、空間にその制定者が賦与しなかったところの意味合いを展示することである。裴世清の出使は、まさしく推古朝の政治改革の時代において発生したものであるわけで、まず初めに、推古朝の儀礼制度から、その展示する必要があった意味について明らかにし、次に、これを謁見儀式に敷衍し、倭王の裴世清謁見に関する問題について議論し、その上で、正確な結論を導いてみたい。

推古朝の改革は十一年から始まる。その間、儀仗、冠位、服飾及び儀式などの多方面で明確な規範が成立したのは、全体の改革が、政治を取り巻

17 『旧唐書・東夷伝・倭国』 卷一百九十九上、中華書局、1975年、5340ページ。『通典』 卷一百八十五、『唐会要』 卷九十九、『冊府元龜』 六百六十四、『資治通鑑』 卷一百九十三、『新唐書』 卷二百二十、『善隣国宝記』 舒明三年条引く『唐録』は、「その王と礼を争う」とする。池田温「裴世清と高表仁——隋唐と倭交渉の一面」『東アジアの文化交流史』、56ページ、参照。

く儀礼を中心に展開したということである。その中の『十七条憲法』は、綱領的な文献であり、改革の成果を制度化した。その核心的な価値は、政治活動における「礼」の支配的役割を通じて、倭王を中心とする政治的権威を強化することにあった。

三に曰く、詔を承けては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天覆い地載せて、四時順行し、万氣通ずるを得。地、天を覆わんと欲すれば、則ち壊るることを致さんのみ。是を以って、君言えば臣承り、上行なえば下靡く。故に詔を承けては必ず慎め。謹まずんば自ずから敗れん。

四に曰く、群卿百寮、礼を以って本とせよ。それ民を治むるの本は、要、礼に在り。上、礼ならざれば、下、齊わず、下、礼無ければ、以って必ず罪有り。是を以って、群臣礼有らば、位次乱れず、百姓礼有らば、国家自ずから治まる。¹⁸

『十七条憲法』における倭王と臣下の政治権力に対する構想から見ると、一つ目は、倭王の権威は完全な「天-公-君」の肯定を受けなければならず、これを政治権力の核心とした。二つ目は、倭王と臣下の秩序は、明確な「君-臣」の区分を受けて、「君言えば臣承り、上行なえば下靡く」、「群臣礼有らば、位次乱れず」の基本原則を強調した。これらの措置の推進は、「礼」の応用における権力秩序に対する再整理の過程であるだけでなく、同時に国家の文明化の過程でもあった。とするなら、儀礼制度改革に基づいて制定された謁見儀式とは、礼儀の実践の中において、君臣の秩序が僭越してはならない条件を全うすることにほかならない。

礼儀を実践する具体的な空間上から見ると、全体の謁見儀式(d)～(j)及び続く朝廷における饗応(k)は、すべて小墾田宮で行われている。1987年、奈良県雷丘の東にある遺跡の発掘において、平安時代の「小治田宮」と墨書された土器が発見された。当該遺跡は、小治田宮の所在地であると推定され、これによって、小治田宮内の里のおおよその構造が明確になった。推古十一年、推古天皇は、飛鳥川西岸の豊浦宮から東岸に新造された小墾田宮に移り、続く皇極、斉明、天武から淳仁、称徳の各代までそのも

18 『日本書紀・推古紀』卷二十二、181及び183ページ。



ともとの基礎の上にさらなる修築を加え、淳仁朝（758～764）の時に至って、小治田宮と改名し、宮室の基本構造は小墾田宮の様相を継承した¹⁹。この発見は、当時の倭王が裴世清を接見した場所であることを、比較的直感的に教えてくれる。（小墾田宮図²⁰）

小墾田宮の構造は、中国の宮殿構造である「天子は南面す」と中軸線の原則を取っている。王権を象徴する中心建築である大殿は、宮殿の北方に南向き

で置かれており、南門、大門および大殿は中軸線上に配置されている。その他の建築は中軸線を中心として、左右対称に設置されている。小墾田宮の建築形式は、「君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす」、「群臣礼有らば、位次乱れず」の原則を体現している。建築は、大門によって間隔を取ることによって、宮殿を公私二つの空間に分けている。大門より北の区域は、大殿を主要建築としているが、『日本書紀』卷二十三『舒明紀』の「時に、中臣連弥気、禁省より出でて曰く、『天皇の命、以ってこれを喚ぶ』と。則ち参進して閣門に向かい、また栗隈采女黒女、庭中に迎え、大殿に引き入る」²¹との記述から考えると、「大殿」は、当時の倭王の私人としての空間（私的空間）であり、群臣が自由に出入りを許される場所ではなかった。大門より外は朝庭となっており、群臣が国家の政務をつかさどる場所（公的空間）であった。朝政は、群臣が大門の外側で合議（大夫合議制）した後、倭王に奏請し、倭王は内裏で決断、処理した。二つの空間は大門によって隔てられており、僭越することはできず、倭王は群臣百寮と朝庭では謁見

19 橋本義則『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館、2011年、254ページ。小墾田宮の発掘と具体的な構造の研究については、林部均「遣隋使と飛鳥の諸宮」『遣隋使がみた風景——東アジアからの新観点』八木書店、2012年、190～222ページ、参照。

20 岸俊男『日本古代政治史研究』塙書房、1966年。

21 『日本書紀・舒明紀』卷二十三、221ページ。

しなかった。²² この新たな宮廷構造は、推古朝の国家政治改革と一致するほか、朝礼儀式の改革をも推進した。つまり、小墾田宮における儀礼空間の構築は、倭王の権力の絶対化の具体的な表現であり、画期的な意義を持っているということができよう。²³

壬子当日、まず阿倍鳥臣、物部依網抱の二人が裴世清を案内し、宮門（南門）をくぐり、朝庭(d)に入った。現存の文献は裴世清がいかにして宮門に入ったのか、その情景を記していないが、推古十二年（604年）の改革後の朝礼が要求するところによれば、およそ宮門をくぐる人間は、必ず匍匐礼でくぐらなければならなかった。

秋九月、朝礼を改む。因りて詔して曰く、「凡そ宮門を出入するに、両手を以つて地を押し、両脚もてこれに跪き、梱を越えて、則ち立行す」と。²⁴

『三国志・魏志倭人伝』は、以下のように伝える。

辞を伝え事を説くに、或いは蹲り或いは跪き、両手は地に據り、これを恭敬と為す。²⁵

匍匐礼は日本固有の伝統儀礼であり、恭敬を示すものである。この儀礼は天武十一年（682年）になって廃止された²⁶ので、裴世清や倭国の阿倍鳥臣、物部依網抱は、匍匐礼によって朝庭に入った可能性がある。

さらにその後、進物は庭に置かれ(e)、「裴世清、親ら書を持ちて、両度再拝し、使旨を言上して之に立つ。」(f)。この段を読むにあたっては、驚きを禁じ得ない。両度再拝は、また兩段再拝や四拝ともいうが、これは、裴世清は隋の国書を自ら持ちながら、朝庭において倭王に四拝の例を行ったということになる。仮に中国人の立場から考えるなら、これは理解しが

22 井上亘「推古朝の朝政」『学習院史学』33号、1995年。

23 実際に修建された小墾田宮的中軸線は、地勢を原因として、南北の正方向ではなく、北西に二十度傾いている。見林部均「遣隋使と飛鳥の諸宮」、2012年。

24 『日本書紀・推古紀』卷二十二、187ページ。

25 『三国志・魏志・倭人伝』卷三十、中華書局、1959年、856ページ。

26 「九月辛卯朔壬辰、敕して今より以後、跪礼匍匐伏礼、并せてこれを止め、更めて難波朝廷の立礼を用う」『日本書紀・天武紀』卷二十九、455ページ。

たくかつ受け入れがたい事態である。文献が散逸しており、隋が蕃国から国書を接受する際の具体的な礼儀則についてははっきりしない。しかし、唐初は「郊廟宴享、悉く隋代の旧儀を用」いており、後の太宗・高宗の「旧儀を修改する」際に、相次いで『貞観礼』と『顕慶礼』を制定した。開元期に至って、この二礼の基礎の上に「更に古今を討論し、刪改して行用」し、はじめて『開元礼』が作られ、開元二十年(732年)に発布された²⁷。今日、『開元礼』のみが存在しており、その巻七十九の「皇帝、蕃使の表及び幣を受く」の儀式記録からは、あるいは、いささかの価値ある情報をうかがい知ることができるかもしれない。その文は、以下のとおりである。

皇帝、西房より出で、御座に即き、南向して坐す。符宝郎、宝を奉り、御座に置く。侍衛、常儀の如し。楽止み、中書侍郎一人、令史二人、案を持ちて、預め西階の下に俟ち、東面して北上す。舍人、使者及び庭賓を引きて入就し、南位に懸す。使者初めて入門し、太和の楽作り、立定して楽止む。中書侍郎、案を持つ者を帥い、進みて使者の前に詣り、東面す。侍郎、書を受け案に置き、回りて西階に詣る。侍郎、書を取りて升奏し、案を持つ者退く。初めて、侍郎書を奏し、有司、各その属を帥い、幣馬を庭に受く。典儀曰く「再拜し、賛者伝を承け、使者以下、皆再拜す。舍人、前に制を承けて降りて使者の前に詣り、蕃国の主に問う。使者再拜し、対えて訖り、また再拜す。舍人、回奏し、また敕を承けてその臣下に問う。使者再拜して対う。また使者以下を勞う。拜して、対う。舍人の回奏するに及び、并ぶこと常の如し。」(中略)。侍中、前に跪きて奏し、侍中の臣の某言を称す。礼畢りて、俯伏興く。還りて侍位す。²⁸

国書とは君主の意思であり、国家の権威を代表している。礼儀とはすなわち四肢や言語を通じて、階級関係を表現する方法である。以上の儀式から見てみると、皇帝が蕃国の国書を接受する過程において、蕃使は朝廷において国書を持って皇帝に行礼する必要はない。国書は蕃使が中書侍郎に手渡し、後に中書侍郎が書を皇帝に奉呈する。その後、「有司、各その属

27 『旧唐書・礼志』巻二十一、816～818ページ。

28 『大唐開元礼』巻七十九、民族出版社、2000年、388～389ページ。

を帥い、幣馬を庭に受」けるに当たって、中書舍人が、順番に蕃国の国王、臣下らに対する皇帝の慰問を取り次ぐ際、蕃使は、はじめて皇帝に対して拝礼（再拝あるいは一拝）を行わなければならない。中国の儀礼という点から見ると、倭国が隋の使節に対して、国書を持って拝礼を行うことを要求するのは、極めて道理に合わないだろう。

他にも、中国の研究者として両度再拝を見ると、とまどう点がある。両度再拝あるいは四拝礼は、中国で通常見られる儀礼ではないということである。顧炎武の『日知録』は、「古人、未だ四拝の礼有らず」として、以下のように考証している。

平礼止だこれ一拝、再拝の若きは、即ち人臣、君にまた止だ再拝す。『孟子』の「君命を以ってこれを將い、再拝稽首して受く」はこれなり。礼、末世に至りて繁く、唐より以下即ち四拝有り。(中略)。『戦国策』に「蘇秦路洛陽を過ぐ。嫂、蛇行匍伏して、四拝す。自ら跪きて謝す」と。これ四拝の始まりなり。蓋し謝罪に因りて拝を加う。礼の常に非ざるなり。²⁹

後世、儀礼は絶え間なく煩雑化していき、唐代以降、ようやく四拝の礼が登場する。「拝」の回数増加は、先方に対する尊敬を深めていくが、自らの地位は常に低下していくことを意味している。七世紀初めの中国使節という点から見れば、両度再拝は制度に合わず、ましてや「国書を持ち、両度再拝す」とは、全く受け入れようがない儀礼である。いったい裴世清は、本当にこの儀礼を実行したのだろうか。推古十八年（610年）十月の新羅使と任那使の謁見儀式を比較すると、そこに問題があることがわかっていく。

丁酉、客等、朝廷を拝す。ここに、秦造河勝・土部連菟に命じ、新羅の導者と為す。間人連塩蓋・阿閉臣大籠を以って、任那の導者と為す。共に引きて南門より入り、庭中に立つ。時に、大伴咋連・蘇我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣、共に位よりこれに起ち、進みて庭に伏す。ここに、両国の客等、各再拝し、以って使旨を奏す。乃ち四大夫、起ち進みて大臣に啓す。時に大臣、位より起ちて、庁前に立ちて聴く。既にして、諸の客

29 『日知録集釈』卷二十八、上海古籍出版社、2006年、1579～1580ページ。

に賜禄す。各差有り。³⁰

この儀式の記述と裴世清謁見の次第は同一であり、ともに二名の先導者が使節を誘導して宮門をくぐり、庭に立ってから、再拝して奏上している。「新羅、百濟、皆倭を以って大国と為」³¹している新羅使節でさえも、「再拝」するだけであるのに、「大国の客」としてみなされている裴世清が「国書を持ち、両度再拝」するとは理解しがたい。疑うらくは、ここのいわゆる「両度再拝」とは、『日本書紀』修訂過程における修正の結果ではなかろうか。

『日本書紀』の全文において「両度再拝」の記述は、この一箇所のみである。『日本書紀』の当該文章を見てみると、以下のようになっている。

時に使主裴世清、親ら書を持ちて、両度再拝し、使旨を言上して之に立つ。その書に曰く、「皇帝、倭皇に問う」。

その後に続く内容は「皇帝、倭皇に問う」で始まる国書である。この国書に対して、学会ではすでにおおよそ一致した見解が形成されている。すなわち「倭皇」は「倭王」の二字に当たり、『日本書紀』が編纂過程において故意に史料の字句に修正を加え、当時の日本という国家の地位を引き上げたというものである³²。日本の儀礼から見れば、四拝の礼は決して理解しがたくはない。四拝とは再拝と比較して、さらなる尊敬を示す身体表現であり、四拝の礼とは、日本の伝統儀礼の一つとして、至高の敬意を表現している。平安時代には、四拝の礼は、特に神祇祭礼の儀礼となった。それゆえ、藤原公任は著書の『北山抄』で以下のように述べる。

本朝の風、四度神を拝し、これを両段再拝という。³³

『日本後記』の記述によれば、桓武朝の時、朝礼の中にある四拝の礼を廃し、再拝に改めたとある。

30 『日本書紀・推古紀』卷二十二、195 ページ。

31 『隋書・倭国伝』卷八十一、1826 ページ。

32 瑞溪周鳳が編纂した日本外交史料集『善隣国宝記』引く『経籍后伝記』は、「皇帝、倭皇に問う」を「皇帝、倭王に問う」とする。『善隣国宝記』東方学会鉛活字本、1928年。

33 藤原公任『北山抄』卷一、平田職康旧蔵抄本。

十八年春正月丙午朔、皇帝、大極殿に御し朝を受く。文武官の九品以上、蕃客等、位を陪す。四拜を減じて再拜と為す。拍手せず。渤海国の使有るを以つてするなり。³⁴

桓武十八年（797年）以前には、四拜礼はいまだに神祇の専門儀礼とはなっておらず、朝礼等の国家儀礼に応用されていたことがわかる（他、既出『延喜式』卷二十一「玄蕃式」の引用文参照）。あるいは『推古紀』のこの箇所の原文は「使主裴世清、親ら書を持ち再拜し、使旨を言上して之に立つ」だけであったのかもしれない。

両度再拜は、すなわち当時の至高の敬意を示す四拜の礼に基づいて、修正されたのである。とはいえ、国書を持って再拜することも隋からの使節に受け入れさせることは大変難しかっただろう。思うに、貞観五年、高表仁による儀礼の論争の要となる問題は、ここにあったのかもしれない。

五

さらに続けて、以下のようにになっている。

(g) 阿倍臣が進み出でて、書を受けて進み、(h) 大伴嚙連が迎えて書を承け、(i) 大門前の机上に置いて、奏上し、(j) 事が終わり、退く。

この中には、二つの手続きがあることに注意する必要がある。すなわち「倭国、書を受く」(g)と「書を受けて再び奏す」(h,i)である。利便性の角度からいえば、この二つの手続きは、完全に阿部臣ただ一人で実行することができ、国書は、彼と大伴嚙連二人の手を介する必要はない。それでは、なぜ煩瑣な手続きを加える必要があったのだろうか。儀式において、元来簡易に行える手続きが複雑化するのには、ある種の意味を強調するためである。この二つの手続きの設定は、まず、隋の使節裴世清が持つ国書を、同様に臣下である阿倍臣に手渡し、裴世清と阿倍臣はそれぞれが隋と倭国の臣下であるとし、対等の立場におく。阿倍臣はこの中で、国書を両国の間で受け渡す役割を果たす。その後阿倍臣は、国書を別の倭国の臣下である大伴嚙連に渡し、それから後者が再び「大殿」の倭王に上奏して、二回

34 『後日本紀』卷八、吉川弘文館、1984年、15ページ。

わたる呈上が完成する。この次第が複雑化された目的は、使節の面前で倭王の威儀を示すことにあった³⁵。この一連の儀式が終了した後、裴世清は退出する(j)。

謁見の儀式から見ると、裴世清は常に「庭中」におり、国書が置かれた「机」は「大門」(閤門)の前に置かれている。倭国の皇子、諸王、諸臣は「冠位十二階」施行の後に、階級を明らかにする新たな礼服を身につけ、庁(朝堂)の上で席に就く。倭王は、大殿の中におり、「庭中」で挙行される各種の儀式を観覧する。このような儀式において、裴世清の活動は常に群臣たちが所在する区域、すわわち「朝庭」を出ることができない。これによって、裴世清は、始めから倭王と直接会見する機会はないのである。

謁見後の四日目に、裴世清は再び、朝庭に来て招宴(k)を受ける。所在する区域は、相変わらず朝庭の空間の中であり、大門を越え、大殿に上ることはできない。倭国はこの時、重要な官員を派遣し、朝庭で「共食」させた後、裴世清は難波の使節館に戻る。倭国は再度招宴し(l)、六日後、裴世清は帰国(m)する。

このほかにも、明らかにしなければならない史料がある。推古十八年十月、新羅使、任那使謁見の儀式の情景において、「書を受く」阿倍臣と「書を承けて再び奏す」大伴嚙連と同じような状況が、再度朝庭上に出現する。その中でも特に目を引くのは、庁の前で倭王の意向を聞く蘇我大臣の姿があることである。この事は、裴世清の謁見の儀式において、蘇我大臣がこのような重要な位置にいたのかどうかという疑問を容易に抱かせるが、史書には記載がない。裴世清のいわゆる「その王と清、相見ゆ」は、儀式に参加した蘇我大臣を倭王と誤認したのだろうか。そうでなければ、どのように解釈すべきなのか。

(1) 時に大伴咋連・蘇我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣、共に位より起ちて、進みて庭に伏す。(2) ここに、両国の客等、各再拜し、以つ

35 この謁見儀式は、隋の賓礼の影響受けたのかもしれない。『開元礼』の「皇帝、蕃使の表及び幣を受」ける中書侍郎の職務に相当する。見田島公『日本の古代』第七巻「外交と儀礼」、中央公論社、1986年、207～213ページ。

て使旨を奏す。(3)乃ち四大夫、起ち進みて大臣に啓す。(4)時に大臣、位より起ちて、庁前に立ちて聴く。

考えるに、蘇我大臣が倭王の意向を聞いていた理由は、新羅使及び任那使と裴世清が奏上した使旨の形式が異なることによるのではなからうか。『日本書紀』推古二十九年（621年）に、非常に重要な記録がある。

この歳、新羅、奈末伊弥買を遣わして朝貢す。仍りて表を以って書し、使旨を奏す。凡そ新羅の上表すること、蓋し始めて此の時より起これるか。³⁶

これは、推古十八年の新羅使には、まだ文書がなく、この時「使旨」はただ口頭で伝達する「口伝え」しかできなかったともいえる。儀式が異なる理由については、明らかだろう。口頭での伝達は、形に残るものではないため、もともと「書を受く」と「書を承ける」を担っていた阿倍臣と大伴嚙連の二人も、「受」と「承」の進退による動作を完成できず、ただ耳で聞くことしかできなかった。そこで、四名の官員が「共に位よりこれに起ちて、進みて庭に伏す」、すなわち耳で使旨を聴く動作を行った。この過程は、受書(g)と承書(h)の過程に相当する。聞いた後、彼らはどのようにして、遠く大殿上にいる倭王に使旨を伝えたのだろうか。四大夫は、朝庭の官員として、大門をくぐる地位はないが、内裏に入ることでできる官員、つまり朝庭の最高長官である蘇我大臣を通して、耳で口伝を受ける方法で伝達することができ、ようやく(3)四大夫は、進んで大臣に告げ、(4)大臣は身を起して庁の前に立ち、「聞」く動作をする。最後に、再び大臣が「口伝え」を内裏に入り、倭王に上奏した。これは(i)「大門の前の机上に置いて、これを奏す」の手続きに相当する。

つまり、裴世清の謁見儀式において、蘇我大臣が使旨を聞く情景はなかったはずであり、裴世清が倭王に会うことも始めからなかったのだろう。

結論

以上見てきたように、『隋書・倭国伝』に倭王が女帝であるという記載

がないことは、容易に説明がつく。儀式の復元を通じて、以下の推測を行うことができる。裴世清が天皇は女性であると気付かなかった理由は、もちろん倭国の官員がわざと隠蔽したことも排除できないが、裴世清個人について言えば、朝廷と大殿が二つの異なる権力空間に属していたからである。裴世清は倭国が差配した謁見儀式によって国書を奉呈し、彼の行動で来た区域が朝廷の限られた場所であっただけでなく、倭王に接近する機会もなかったので、倭王が女性であると気付くことはなかった。

裴世清が倭王に面会しなかったとすれば、『隋書・倭国伝』の裴世清と倭王の対話はどのように説明すべきであろうか。この話は、必然的に裴世清による叙述から来ている。なぜならば、彼こそが倭王と会話した当事者だからである。裴世清が携帯した国書は、以下のように述べている。

皇（「王」に作る）海表に介居し、民庶を撫寧し、境内安楽にして、風俗融和し、深氣至誠し、遠く朝貢を修むることを知る。（中略）。故、鴻臚寺の掌客裴世清等を遣わして、稍く往く意を宣ふ。并せて物を送ること、別の如し。

隋の煬帝の構想において、倭国は隋を中心とする朝貢体制の中に組み入れられているはずであり、倭国の遣隋使は朝貢使として理解され、裴世清は隋の宣諭使として、倭国に旨意を伝達する者であった³⁷。強情な老臣高表仁に比べて、若くて如才ない裴世清は、倭国が差配した謁見儀式を実行した。しかし、推古朝が制定した儀礼制度は、倭王の絶対的権威を強化しており、裴世清が倭王に面会した可能性は全くなく、隋の煬帝が期待した倭王への宣諭の職責も果たすこともできなかった。この点から見ると、裴世清の出使は、失敗であったと言えよう。したがって、裴世清はこの失敗を隠すために、裴世清と倭王の対話を偽造あるいは移植して、配置し、隋の煬帝が理想とする情景を作り出した可能性がある。

『隋書・倭国伝』の記述において、倭王が裴世清の到来を熱烈に歓迎し、面会の際に、謙虚に自ら「夷人にして海隅に僻在し、礼儀を聞かず」、「以っ

37 川本芳昭「隋書倭国伝と日本書紀推古紀の記述をめぐって——遣隋使覚書」『史淵』141号、2004年。

て大使を待ち、冀わくば大国惟新の化を聞かん」として、特に「故に遣わし、朝貢す」と言及したことは、倭国が東アジア世界の中の朝貢国であるという煬帝の政治構想を肯定している。同時に会見の中で、倭王の謙遜卑下に反して、裴世清は国威を宣揚したほか、「皇帝の徳は二儀を併せ、四海を沢流す」と称して、皇帝を最大限賛美している。

推測するに、裴世清の旅行記を閲読した隋の煬帝は、宣諭が順調に行われ、倭王が心から承服して、倭国の朝貢国としての地位を承認し、さらには東アジア世界における隋の権威と皇帝本人の魅力を大いに賛美していたことから、裴世清の出使の成果に対して非常に満足したことだろう。言うまでもなく、裴世清本人は、この虚言の最大の受益者となったはずである。³⁸

(柏倉伸哉 訳)

38 池田温の考証によれば、唐建国後、裴世清は主客郎中の身分で、再度史書に出現する。『唐六典』の記述によれば、従五品上である主客郎中は、「諸蕃朝聘之事」を専門に担当する官員である。おそらく裴世清は、倭国への外交出使が成功したため、十年にこの職位を獲得したのだろう。池田温「裴世清と高表仁——隋唐と倭交渉の一面」『東アジアの文化交流史』、49ページ。